

いまなぜ？

共通投票所の設置など、を定めた憲法改正国民投票法の改正が昨年6月に成立しました。施行後3年をめどにCM規制などの措置を講じるとした付則をつけたことで立憲民主党も賛成に回りました。立民の立場は「投票法にCM規制を盛り込む再改正を行わない限り、憲法改正に向けた議論を本格化させるべきではない」というものです。しかし、自民、公明、公明党は、「今年の参院選で国民投票を」と議に前のめりです。国民投票法は問題だらけで、国民民主も改憲原案の審議がなされず国民投票が行われたら大変なことになります。



## 第1に 公務員や教育者

# 『お金』と『CM』で改憲へ誘導

## ④ 憲法改正国民投票法

投票運動が禁止されてしまいます。「単位をあげるから憲法改正に賛成して」などという地位利用が許されないのは当然でしょうが、何が地位利用になるのかは不明確です。「授業で改憲反対と話すことでも地位利用だといわれてしまうかもしない。やめておこう」という萎縮効果が働きます。公務員や教員の自由な言論、運動を萎縮させる狙いがあるのです。

さきに選挙運動では、選挙の公正・公平を守るため選挙運動の費用規制がありますが、国民投票運動ではこうした規制がありません。豊富な資金

止されるべきです。ヨーロッパ諸国では、そもそも放送における政治CMは選挙時、国民投票時の内外を問わず全面禁止というのが一般的です。

の規定なし

ることができます。「力ねで票を賣う」という事態が生じます。公平性を担保する国民投票運動の費用規制がないのはきわめて異常です。

意見表明は自由  
規制に「抜け道」

そして、テレビ・ラジオにおけるCMは国民投票の14日前からは禁止されるものの、それ以前は全くの自由です。改憲派

問題だらけの国民投票法。欧州では国民投票時のCは全面禁止です

その他、今や放送における広告費を上回っているとされるインターネット広告を野放しにしてお

「これでいいのか」といった論点もあります。投票率50%で過半数の賛成では国民の4分の1が賛成しにすぎません。これで大切な憲法が改正されよいのでしょうか。

とにかく、憲法改正国民投票法は問題だらけなのです。